

信書便制度に関する説明会

信書便の利用で経費削減・信書便事業参入で業務拡大

平成15年4月に信書便法が施行され、信書の送達の事業に民間事業者が参入できるようになり、全国で447者が特定信書便事業に参入しています。また、自治体でも信書便利用が増えており、経費削減につながっている例もあります。説明会では、信書の正しい送達方法、今年6月に改正となった信書便法の概要や信書便の制度及びサービスの利用例等について分かりやすく説明いたします。

開催日：平成27年11月19日(木)

会場：新潟市クロスパルにいがた 402 講座室
(新潟市中央区礎町通3ノ町2086)

■第1部 14:00～15:00 (信書便利用者・事業参入希望者対象)

『信書の定義』

- 内容：通知書、納品書、請求書は信書に該当するのか、信書はメール便で送れるのかといった問合せが多数寄せられています。ここでは、信書の定義や信書の正しい送達について、ご説明いたします。

『信書便制度の概要』

- 内容：信書便法及び法改正の概要、信書便制度の仕組みをご説明いたします。また、文書集配業務を信書便事業者に委託している自治体等の利用例をご説明いたします。

■第2部 15:05～15:30 (事業参入希望者対象)

『信書便事業の参入手続き』

- 内容：平成15年4月の制度創設以来、全国で447者(新潟県5者)が特定信書便事業に参入しています。特定信書便事業に参入を検討されている方を対象に許可申請手続きや許可後の手続きをご説明いたします。

- 申込方法：参加を希望される方は11月12日(木)までに、添付のFAX送信票に団体名、住所、氏名、連絡先等をご記入の上、FAXでお申込みください。第1部のみ参加も可能です。定員は30名(先着順)です。(参加費：無料)

- 申込先：総務省 信越総合通信局 島
〒380-8795 長野市旭町1108
電話：026-234-9932
FAX：026-234-9969

会場案内図



主催：総務省 信越総合通信局